

議案第 3 1 号

田川広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び田川広域水道企業団規約
の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月
1 日から田川広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、あわせて田川広域水道企業団
規約を別紙のとおり変更する。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、田川広域水道企業団の水道用水供給事業を廃止し、関係市町の水道事業を統合
することに伴い、田川広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、田川広域水道企業団
規約を変更する必要があるため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求め
るものである。

田川広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

田川広域水道企業団規約（平成元年9月29日福岡県知事指令1地行第206号許可）の一部を次のように変更する。

第3条を次のように改める。

（企業団の共同処理する事務）

第3条 企業団は、水道事業の経営に関する事務を共同処理する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。